

## 給水装置工事主任技術者の選任・解任についてよくある質問

**Q 1 社員が給水装置工事主任技術者の資格を取得しました。すぐに選任届を提出しなければなりませんか？**

A 資格を取得したことによって選任届の提出が必要となるものではありません。  
給水装置工事主任技術者の資格を持つ者のうち、誰を担当とするのかは各事業者の事情によりますので、京都市上下水道局の業務の担当者として配置する場合には、速やかに選任届を提出してください。

**Q 2 複数の事業所について、給水装置工事主任技術者の兼任は可能ですか？**

A 兼任は可能ですが、給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるときは、京都市指定給水装置工事事業者規程の規定により指定停止となります。

職務に支障がないことが前提条件となりますので、留意してください。

【参考規定】水道法施行規則第二十一条第三項

指定給水装置工事事業者は、(中略)、選任しようとする者が同時に二以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。

**Q 3 給水装置工事主任技術者試験に合格しましたが、免状の発行まで2ヶ月程度かかるようです。合格通知書(ハガキ)を添付して選任届を提出し、免状が届き次第、番号を報告するという形で給水装置工事主任技術者に選任することは可能ですか？**

A 免状が無い場合は、給水装置工事主任技術者に選任することはできません。  
給水装置工事主任技術者の免状は、試験の合格者に交付されますが、合格によって自動的に発行されるものではありません(水道法第二十五条の五)。

試験合格後に万が一、欠格事由に該当する事態(重大な法令違反や心身の故障等)が発生した場合は免状が交付されない可能性がありますので、免状交付までは資格の確定性に疑義が生じる期間です。このことから、合格通知書等による暫定的な受付は一切行いません。

免状(原本または写し)をご用意いただき、選任の手続きを進めてください。